

## 公共公益施設の提供（第11条）について

### < 提出書類及び提出部数 >

提出書類	提出部数
① 登記原因証明情報兼登記承諾書	1部（別途様式による）
② 公共公益施設の帰属について	1部（別途様式による）
③ 印鑑証明書	1部
④ 資格証明書	1部（法人の場合）
⑤ 土地の登記事項証明書（登記簿謄本）	1部（乙区等に権利者がある場合、抹消のこと）
⑥ 位置図	4部
⑦ 地積測量図（分筆図）	4部
⑧ 公図	4部
⑨ 土地利用計画図	4部
⑩ 登記用写真（全景写真）	2部
⑪ その他市長が必要と認めるもの	

⑩登記用写真については、写真内に帰属される土地の地番を表示すること。

詳細については、土木公園課で指示を受けること。